

○ 経営規模等評価申請書・総合評定値請求書

申請書類に添付しています記載要領を参考に作成してください。
 様式及び記載要領の入手先については19ページをご覧ください。

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)
 20001

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

令和 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
 建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

該当しないものを二重線で消します。

申請日現在の主たる営業所の所在地、商号、代表職者氏名（個人事業の場合は代表者名）を記入します。

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
 株式会社 大阪建設
 代表取締役 大阪 一郎

有効な許可年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入します。

太枠内は記入不要です。

地方整備局長
 北海道開発局長
 大阪府 知事 殿

| 行政庁側記入欄 | 項番 | 請求年月日 | 土木事務所コード | 整理番号 |
|-------------------|----|--|----------|-------------------|
| 申請年月日 | 01 | 令和 年 月 日 | | |
| 申請時の番号 | 02 | 大臣知事コード 27 国土交通大臣 大阪府知事 許可(般特) 04 第00000000号 | | 令和 05 年 01 月 01 日 |
| 前回の申請時の番号 | 03 | 大臣知事コード 国土交通大臣知事 許可(般特) 第 号 | | 令和 年 月 日 |
| 審査基準日 | 04 | 令和 05 年 03 月 31 日 | | |
| 申請等の区分 | 05 | | | |
| 処理の区分 | 06 | | | |
| 法人又は個人の別 | 07 | (1.法人) 000000000000000000 (千円) | | |
| 商号又は名称のフリガナ | 08 | オオサカケンセツ | | |
| 商号又は名称 | 09 | (株) 大阪建設 | | |
| 代表者又は個人の氏名のフリガナ | 10 | オオサカイチロウ | | |
| 代表者又は個人の氏名 | 11 | 大阪 一郎 | | |
| 主たる営業所の所在地市区町村コード | 12 | 27125 | | |
| 主たる営業所の所在地 | 13 | 南港北1-14-16 | | |
| 郵便番号 | 14 | 559-8555 | | |
| 電話番号 | 15 | 06-6941-0351 | | |
| 許可を受けている建設業 | 15 | 11 | | |
| 経営規模等評価等対象建設業 | 16 | 9 | | |

※項目07から15については、申請時点における建設業許可申請書の内容と同一となります。
 なお、事前に変更届を提出された場合には、申請の際に、窓口にて変更届（副本）を提示願います。

[項番 05 申請等の区分コード表]

| コード | 申請等の種類 |
|-----|--------------------------|
| 1 | 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求 |
| 2 | 経営規模等評価の申請 |
| 3 | 総合評定値の請求 |
| 4 | 経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求 |
| 5 | 経営規模等評価の再審査の申立 |

[項番 06 (左欄) 処理の区分コード表]

| コード | 処理の種類 |
|-----|---|
| 00 | 12 か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合 |
| 01 | 6 か月ごとに決算を完了した場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの事業年度について申請する場合 |
| 02 | 商業登記法 (昭和 38 年法律第 125 号) の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他 12 か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例 1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和 5 年 10 月 1 日に当該組織変更の登記を行った場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき (例 2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和 5 年 3 月 31 日に終了した場合で事業年度の変更により令和 5 年 12 月 31 日に終了した事業年度について申請するとき |
| 03 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で令和 6 年 3 月 31 日に終了した最初の事業年度について申請するとき |
| 04 | 事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和 5 年 10 月 1 日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日 (令和 6 年 3 月 31 日) より前の日 (令和 5 年 11 月 1 日) に申請するとき |

[項番 06 (右欄) 処理の区分コード表]

| コード | 処理の種類 |
|-----|---|
| 10 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 11 | 申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 12 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 13 | 申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わつたと認められる日を審査基準日として申請するとき |
| 14 | 申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき |
| 15 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 16 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合 |
| 17 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合 |
| 18 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき |
| 19 | 申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき |
| 20 | 申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 |
| 21 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者 (連結子会社) として認定を受けて申請する場合 |
| 22 | 申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合 |